

Title	改革組合村の内部構造の検討：武藏国熊谷宿北組合の場合
Sub Title	An examination of the internal structure of a village administrative system : the case of Kumagaya Shuku Kita Kumiai (熊谷宿北組合) in Musashi (武藏国)
Author	川田, 純之(Kawada, Junshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.4 (1987. 2) ,p.85(499)- 117(531)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870200-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870200-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 改革組合村の内部構造の検討

——武藏国熊谷宿北組合の場合——

川 田 純 之

はじめに

幕府は、荒廃する関東の治安対策として文化二年六月に設置した、関東取締出役の活動補強のため、文政一〇年一月に、<sup>(1)</sup>関東全域に対し改革組合村の結成を指示した。<sup>(2)</sup>組合村は、領主の異同に関係なく、「凡四十五ヶ村を目立に」<sup>(3)</sup>結成され、関東取締出役に直結する支配機構となつた。各組合村はいくつかの小組合で構成され、中心となる宿村を寄場とし、寄場役人、大惣代、小惣代が、組合村役人として組合村の運営を行なつた。組合村の設置は、関東農村の治安維持と経済の再編をも含めた、幕府の関東の一元的把握を企図した政策であつた。

これら一連の動きを文政改革と称し、これまでに多くの研究がなされている。その研究史は、森安彦氏により

まとめられているが、<sup>(2)</sup>主な論文としては、森安彦氏、北島正元氏<sup>(4)</sup>、<sup>(5)</sup>煎本増夫氏<sup>(6)</sup>、川村優氏<sup>(7)</sup>、大石慎三郎氏<sup>(8)</sup>、長谷川伸三氏<sup>(9)</sup>、山中清孝氏等の論文があり、また、各県市町村史の中にも関連する記述が見られる。しかし、山中氏の指摘する様に、組合村結成による個別領主権への影響、組合村の変化、組合村の内部構造、組合村結成以前の組合村類似の共同体的諸関係、農民の組合村に対する意識等々の検討が不十分であつたといえる。さらに久留島浩氏<sup>(12)</sup>は、「組合村の中味にまで立ち入つて検討したり、組合村が維持されることの意味を考えてみる観点からの研究」が少なかつたことを指摘している。確かに、従来の研究は、概して文政期に集中しており、維新期まで通して検討を加え、組合村運営の実態や組合村の変質を明らかにしたものは、管見の限り少ない。しかし、農間余

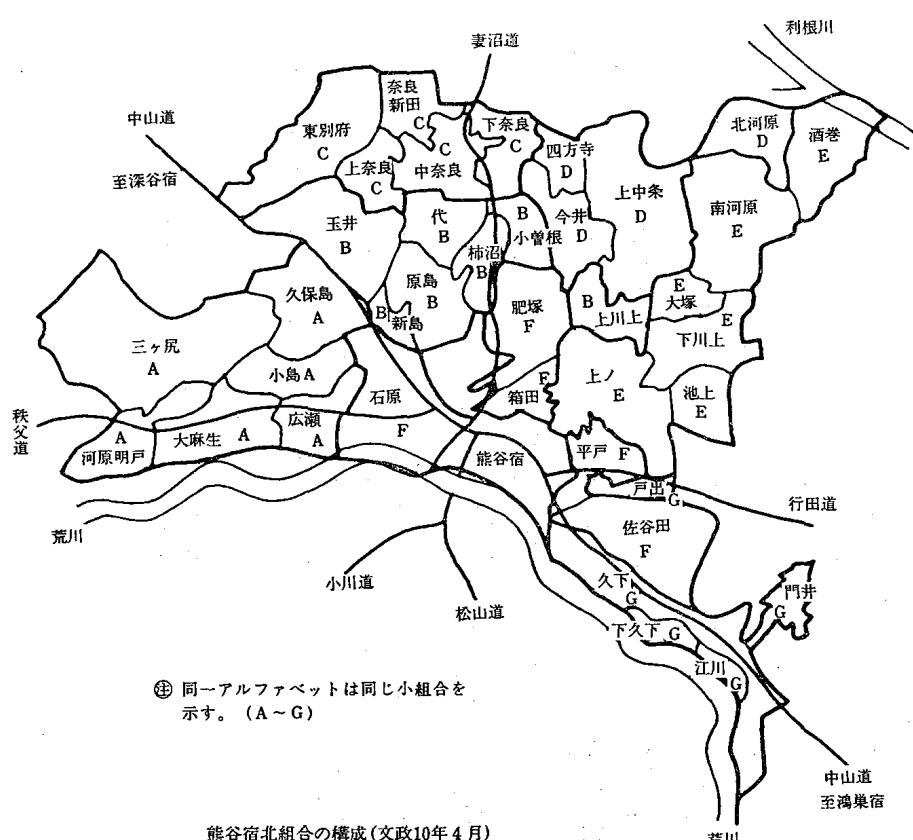
業調査<sup>(13)</sup>や横浜周辺の取り締まり<sup>(14)</sup>、組合村運営をめぐる騒動<sup>(15)</sup>等の視点からの研究もいくつかなされている。

本稿では、武藏国熊谷宿北組合を取り上げ、改革組合村の内部構造の検討を試みた。組合村運営の基盤である組合村入用を中心に囚人番と囲、大惣代や道案内の役割等を考察し、当組合の変遷を追うことで、改革組合村設置による幕府の関東農村支配のあり方を考えていく。

### 一 組合村の成立

文政一〇年四月二六日、関東取締出役脇谷武左衛門、河野啓助、吉田左五郎から、熊谷宿最寄村々へ、改革取締筋に付き熊谷宿出頭の廻状が出された。<sup>(16)</sup>これにより各村々役人は、二九日に熊谷宿へ出頭し、翌日改革取締筋の仰せを受けた。そして、荒川以北の三八ヶ村は熊谷宿北組合、荒川以南の二四ヶ村は熊谷宿南組合とされ、両組合とも熊谷宿を寄場とした。この日、熊谷宿北組合は、七つの小組合に分けられた。(表1)

改革組合村の編成は、是迄の研究により、従来の領・筋の行政区画や、用水組合・鷹場組合等の従来の組合村への依拠、分割、再編に因るものとされており、各組合村によって編成の要因は異なつてくる。熊谷宿北組合の



熊谷宿北組合の構成(文政10年4月)

【表1】文政10年4月の熊谷宿北組合構成

改革組合村の内部構造の検討	村名	村高	給	支配(組)	村名	村高	給	支配
	上ノ村	石 3524.824	1	忍藩(皿尾組)	三ヶ尻村	1349.450	7	久留里藩、旗本6給
	南河原村	2048.814	1	〃(〃)	久保島村	1317.742	3	旗本3給
	下川上村	1295.073	1	〃(〃)	大麻生村	546.825	3	川越藩、旗本2給
	池上村	1060.966	1	〃(〃)	広瀬村	503.13667	2	旗本2給
	酒巻村	823.653	1	〃(谷郷組)	小島村	480.58403	2	〃
	大塚村	589.168	1	〃(皿尾組)	河原明戸村	270.466	2	下妻藩、旗本
	(6ヶ村計)	9342.498			(6ヶ村計)	4468.2036		
	佐谷田村	2024.161	1	忍藩(持田組)	中奈良村	1975.440	9	川越藩、旗本8給
	石原村	1962.893	1	〃(〃)	東別府村	1748.186	9	旗本9給
改革組合村の内部構造の検討	肥塚村	975.291	1	〃(〃)	下奈良村	1286.425	7	旗本7給
	平戸村	917.054	1	〃(〃)	上奈良村	884.700	4	旗本4給
	箱田村	447.288	1	〃(〃)	奈良新田	504.700	3	代官、旗本2給
	(5ヶ村計)	6326.687			(5ヶ村計)	6399.451		
	久下村	1038.381	1	忍藩(持田組)	玉井村	1392.697	4	旗本4給
改革組合村の内部構造の検討	戸出村	596.600	1	〃(〃)	上川上村	1392.402	1	古河藩
	門井村	481.479	1	〃(〃)	代村	600.000	1	旗本
	江川村	92.618	1	〃(〃)	原島村	563.803	3	旗本3給
	下久下村	80.136	1	〃(〃)	柿沼村	517.000	3	〃
	(5ヶ村計)	2289.214			小曾根村	327.700	3	〃
改革組合村の内部構造の検討	(寄場)熊谷宿	2234.037	1	忍藩(持田組)	新島村	172.000	1	旗本
					(7ヶ村計)	4965.602		
					上中条村	3117.692	8	古河藩、旗本7給
					今井村	1631.500	9	川越藩、旗本8給
					北河原村	1255.449	7	旗本7給
					四方寺村	316.600	1	旗本
					(4ヶ村計)	6321.241		

【表2】用水組合と小組合の関係

【表3】忍藩領における小組合の組替え

編成は、その構成村から熊谷宿を中心とした助郷村々を範囲としていることが窺えるが、確たる史料は管見の限り見当たらぬ。

小組合の編成は、二つの要因によると考えられる。一つは、忍藩の行政区画との関連である。忍藩は、その領分を持田・皿尾・谷郷・佐間の四つの組に分け、組毎に割役を置いた。<sup>(18)</sup>当組合内の忍藩領は一宿一六ヶ村あり、それぞれが佐間組を除く三つの組に属していた。これら忍藩領村々は、忍藩領以外の村々とは小組合を編成せず、また、持田組と皿尾組は、それぞれ別の小組合を編成した。谷郷組に属する酒巻村は、皿尾組の小組合に属していたが、文政一〇年一二月に、行田町組合へ組み替えとなる。忍藩領の小組合内では、同年一二月までに二度の小組合の組み替えがあつたが、これも持田組内でのみ行なわれた。もう一つの要因は、用水組合との関連である。熊谷地方には、荒川や利根川を中心にいくつかの治水組合が結成された。<sup>(19)</sup>た。このうち、奈良堰、大麻生堰、玉井堰の各用水組合は、熊谷宿北組合内の忍藩領以外の村々（大麻生堰の石原村を除く）で構成されており、小組合の構成村との比較により、小組合がこの三つの用水組合の再

編・分割によって編成されたと考えられる。(表2)

ところで、小組合の組み替えは、忍藩領持田組内で文政一〇年に一度行なわれ、四月当初の一組合は三組合となつた。<sup>(20)</sup> (表3) この組み替えは、戸出村の「最寄不宜」が契機となっており、地理的な面での適した結合が図られた。また、先に述べた様に、忍藩領谷郷組の酒巻村は、「最寄不宜」として行田町組合へ移るが、これは忍藩の行政区画上の問題であろう。

また、改革組合村に、水戸・川越・小田原の各藩領や日光神領が加わらず、川越藩や小田原藩は独自の組合村を形成したことはよく知られている。これらの藩領が組合村に加わらなかつた理由の一つとしては、いずれもが広い一円知行を支配していたことがあげられる。当組合内には、中奈良・今井・大麻生の三ヶ村に川越藩領があつた。これら三ヶ村内の川越藩領は、当初組合村に加わらなかつたが、文政一〇年一二月、他領との入会であることから、正式に改革組合村組織に加わつた。<sup>(21)</sup>

このように、従来の村々の結合を生かしながら、熊谷宿北組合の大組合・小組合の編成は、文政一〇年一二月に終了したのである。(表4)

【表4】文政10年12月以降の熊谷宿北組合構成

村名	小組合高	村名	小組合高
上南ノ河下池大	石8518.845	尻島生瀬島明戸	4468.2036
河原上塚		ケ保麻瀬島原	
佐平戸	3537.815	久大広小河	6399.451
谷田戸出		良府良新	
石肥箱	3385.472	奈別奈良	4965.602
久門江下	1692.614	中東下上奈	
		玉上代原柿小新	6321.241
		上今北四	
		中井河方	
		条原寺	
		今井河方	
		北四	

当組合における組合村役人としては、各小組合毎に一名の組合年番、大組合に二名の大組合年番が置かれ、寄場である熊谷宿の問屋・年寄らが寄場役人となつた。<sup>(23)</sup> 小組合年番は、小組合惣代、小惣代へ、大組合年番は、大年番、大惣代へと呼称が変わっていく。これら大組合年番、小組合年番の選出は、文政一〇年の内議定による<sup>(24)</sup> と、大組合年番は、「忍領拾六ヶ村内ニ而老人、入会領式拾武ヶ村之内ニ而老人、一ヶ年限入札を以人撰」し、小組合年番は、「老人、其組合ニ而一ヶ年限り入札を以人

撰」するとしている。大組合・小組合とも、惣代はその名の通り年番で、入札によつて選出することとしており、大組合年番の人員構成は、当組合の支配構成を考慮した上で決められている。

## 二 組合村役人と道案内

### (一) 寄場役人

当組合の寄場役人は、熊谷宿の間屋・年寄・名主であり、寄場役人は宿役人である。このうち二名の寄場役人物代が、実際に組合村運営にかかわる。寄場役人物代の活動の細かい点は再検討を要するが、取締出役から出された触達を大惣代へ取り次ぐことや、組合村から取締出役へ出される種々の願書・届け・請書等に、大惣代と共に奥書をすることが確認できる。熊谷宿は、入用面でも南・北組合村々とは独立した形をとつており、寄場役人は宿役人として宿の運営に専念し、宿に関係する四人番や圈（＝留置場）に関すること以外では組合村の内部に立ち入る事無く、取締出役と大惣代の媒介として存在していた。

- (1) 大惣代の変遷
- (2) 大惣代

【表5】大年番・大惣代の変遷

大 惣 代 名	在 任 期 間	
上川上村三郎右衛門	文政10 —	天保15 —
上ノ村十五郎	文政10 文政12 —	
上ノ村真右衛門	文政13 天保4 —	
肥塚村邦八郎	天保5 —	天保12 —
肥塚村惣兵衛		天保14 天保15 —
下奈良村弥惣	天保5 —	天保15 —
下奈良村半右衛門		天保15 — 明治元 —
中奈良村彦兵衛		天保14 天保15 弘化4 — —
四方寺村六左衛門		天保15 — 文久2 —
池上村又助		弘化4 — 明治元 —

(注) 肥塚村邦八郎と惣兵衛、下奈良村弥惣と半右衛門は親子

大年番・大惣代の変遷を示したのが、表5である。大年番は、前述した様に、文政一〇年の議定により忍藩領から一名、忍藩領以外から一名の計二名を入れによつて選出した。議定に従つた大年番構成は天保四年まで続き、年番と称しながらも實際には定番であつた。また入札は、一二月の組合村入用割合当日に小組合年番が翌年の大年番の入札を持参し行なわれたが、毎年行なわれたわけではなく、大年番が何等かの理由で翌年に職務の継続ができない場合のみに行なわれたと思われる。<sup>(25)</sup>尚、入札における小組合村々の意志の反映の有無は不明である。

その後大年番は、天保五年に三名となる。前年の八月二八日に、取締出役から小組合年番を定番とすべき旨の申し渡しを受けた際、大年番二名の他に大年番助役二名<sup>(26)</sup>が小組合年番とは別に決められており、これが大年番三人制の前提になつたと思われる。尚、天保六年前後から、大年番を大惣代と称するようになる。さらに天保一二年には再び二名となるが、忍藩領からの大惣代が不在となる。同一四年末から一五年初めにかけて、一時的な就任者を経て、正式には同一五年三月に老齢を理由とした交替があつたが、忍藩領からの大惣代は出されなかつ

た。その後、忍藩領からの一名を含む新たな二名を加えて、弘化四年四月には四名となり、この構成は万延元年一二月迄続く。以後三人制を経て、文久二年以降は、組合村設置当初の忍藩領から一名、それ以外から一名の二人制へ戻つた。

## (2) 大惣代の身分・生業とその職務

組合村における惣代は、「身元相応のもの」が選ばれたわけだが、当組合の大惣代の身分・生業は表6のようになっている。彼らはいずれもかなりの持高を有し、農間余業として質屋や酒造を営なむ者もいた。大惣代は、組合村入用の立替え等のための、ある程度の経済力を持ち、それと同時に、惣代としての地域に対する支配力をも有している必要があった。また、小惣代から大惣代に昇格した者は二名しかおらず、大惣代と小惣代の実力格差があつたと考えられる。

大年番・大惣代の職務は、組合村の変遷と共に多様化しているが、基本的な職務としては次の様なものがあげられよう。

- ① 取締出役からの触達を組合村内に廻達
- ② 取締出役へ諸願書・諸届けの提出
- ③ 取締出役へ村方出入などの事情説明

【表6】大年番・大惣代の生業

(持高・農間余業は安政2年時のもの)

大惣代名	就任	退任	身分	持高	農間余業
上川上村三郎右衛門	文政10.5	天保15.3	名主		質屋
上ノ村十五郎	文政10.5	文政12.12	〃		
〃 真右衛門	文政13.1	天保4.	〃		
肥塚村邦八郎	天保5.	天保12.	〃		
下奈良村弥惣代	天保5.	天保15.3	〃		
肥塚村惣兵衛	天保14.	天保15.3	〃		
中奈良村彦兵衛	天保14.11 弘化4.4	天保15.3 万延元.12	〃	294石*	農業一派
下奈良村半右衛門	天保15.3	(明治)	〃	215石	質屋・味噌醤油造
四方寺村六左衛門	天保15.3	文久2.	〃	600石	質屋・酒造
池上村又助	弘化4.4	(明治)	〃		質屋

※文久3年時

- ④ 村方出入の内探を道案内に指示  
 ⑤ 手配者の内探や召し捕りを道案内に指示  
 ⑥ 村方出入の内済  
 ⑦ 組合村入用の割合  
 ⑧ 質屋帳面の改め

また、大惣代が奥書して取締出役に提出する文書には、農間質渡世願、同休業願、盜難届、召捕吟味願、召出し教諭願、召捕人身柄引渡し願、村方出入等の吟味宥免願などがある。大惣代は、常に組合村の状況を十分に把握した上で組合村々を統轄したが、特に治安関係での影響力が大きいといえる。

大年番・大惣代は、常に二名以上存在しており、当然職務の分担がなされていたと考えられる。当初の大年番構成は、組合村内の統轄の分担をも意味していたのではないだろうか。たとえば、天保一〇年二月の鉄砲再御調べの際の村々の請書提出先は、「忍御領分之儀者肥塚村邦八郎方」、「御他領之儀者下奈良村弥惣代方」と分かれており、また組合村全村への廻状は、忍藩領ルートと他領ルートの二本で廻達されることがあつた。地域的分担としては、常に忍藩領のまとまりが意識されていた。

### (三) 小惣代

小組合年番は、表7の様に文政年間はその名の通りほぼ年番制だが、天保初年には固定化してきている。この様な中で、天保四年八月には取締出役から、「小組合年番交代有之候<sup>而者</sup>、御用差支<sup>29</sup>三付」ということで定惣代とすべき旨の申し渡しがあり、以後はほぼ定番化<sup>30</sup>し、小組合惣代、小惣代と称する様になる。組合村の円滑な運営のためには、小惣代の安定が必要であつたといえよう。

小惣代の生業の明らかな者は、表8の様である。大惣代の場合と同様、農間に質屋等の余業を営なむ者がいるが、持高は大惣代にくらべると少ない。しかし、いずれも中層以上の農民である。また、小惣代の職務は、大惣代の指示を受け小組合内の村々を統轄し、小組合に割当られた組合村入用の取り立てや請書等の取りまとめなどの事務的な職務が中心となつてている。

### (四) 道案内

#### (1) 組合村正式雇用までの動き

道案内とは、領主役人廻村の際に道案内をし、犯罪人の逮捕に際して役人の手先として活動していた者のことである。道案内は取締出役設置以前から存在し、取締出役もこれを利用していた。文化二年九月に、取締出役

は、道案内を「最寄村役人ども、又は身元宣百姓ども」から選ぶという方針を明言したが、実際には「悪党者手先に遣不申候ては、穿鑿も難行届故、無宿どもを手に附候」場合もあり、道案内が、「御用筋相勤候御威光を以」横行することがあつた。<sup>31</sup> 文政一〇年正月に、取締出役は、道案内には「銘々人物を撰」び、無宿者を雇わないことを申し合わせた。<sup>32</sup> さらに翌一月には、「其筋案内之内にて人物相撰案内為致、其余は宿村役人之内體成もの相撰申付」ることとした。<sup>33</sup> 組合村設置後も取締出役による道案内の利用は続き、当組合の組合村入用の議定にも、取締出役が召し連れる道案内の旅宿賄代が規定されている。その後は、天保一三年七月に、村方の手当で囚人番として雇われるなど、徐々に組合村組織へ入り込んできていた。

【表7】文政10年から天保4年までの小組合年番変遷

(天保3年は不明)

	文政10	文政11	文政12	文政13 天保元	天保2	天保4
久保島村他 5ヶ村小組合	久保島村 関五郎	三ヶ尻村 ?	大麻生村 秀次郎	左同	左同	小島村 仁兵衛
玉井村他 6ヶ村小組合	玉井村 佐兵衛	代村 ?	柿沼村 久左衛門	左同	左同	左同
下奈良村他 4ヶ村小組合	下奈良村 弥七郎	中奈良村 彦兵衛	奈良新田 喜兵衛	左同	左同	中奈良村 彦兵衛
北河原村他 3ヶ村小組合	北河原村 伝蔵	上中条村 ?	今井村 五郎兵衛	左同	左同	上中条村 伴七
上ノ村他 4ヶ村小組合	上ノ村 藤助	池上村 圭次郎	下川上村 亀四郎	左同	左同	下川上村 喜四郎
石原村他 2ヶ村小組合	石原村 四郎兵衛	肥塚村 ?	肥塚村 邦八郎	左同	左同	左同
久下村他 3ヶ村小組合	久下村 覚兵衛	下久下村 ?	久下村 源五右衛門	久下村 覚兵衛	久下村 帳左衛門	左同
佐谷田村他 2ヶ村小組合	佐谷田村 八郎左衛門	戸出村 ?	平戸村 丹次郎	佐谷田村 兵左衛門	佐谷田村 八郎左衛門	佐谷田村 保五郎

【表8】安政2年の小惣代の生業（持高・農間余業は安政2年時のもの）

小惣代名	身分	持高	農間余業
久保島村関輔	名主		醤油造・水車渡世・酒造
今井村五郎兵衛	々	60石	農業一派
上ノ村新右衛門	々		質屋
箱田村太右衛門	々		質屋
(小惣代経験者)			
上ノ村藤助	名主		質屋
下奈良村弥七郎	々	30石	質屋
久下村源五右衛門	々		質屋
佐谷田村保五郎	々		質屋・酒造
北河原村長三郎	々	50石	荒物商い
久下村政吉	々		質屋

人の中から選出する様にとのことであった。園部はこの

申し渡しの中で、「若案内仕べくもの無之節者、熊谷宿

ニも綱五郎、葛和田ニ森八与申ものも有之間、右等之者

江草鞋代手当等いたし、組合之人ニ引請差出候而も不

苦」と、以前から道案内を勤める者の名を挙げ、人選の

指示を行なつてある。<sup>(35)</sup>これは、同人の翌三月の申し渡し

に示されているように、道案内は「とても新規ニ而者御

用弁不相成」、あるいは「新規不手馴者差出し候而も、上

ニおるて御用先安心不致、組合ニおるても御用弁第一之

儀、不弁理ニ而ハ不相済」といった方針によるものなの

である。結局、前出の二名を含めた五名が道案内となつ

た。<sup>(36)</sup>道案内の組合村組織への正式組み込みは、組合村の

治安活動の強化であり、道案内の綱紀肅正という意味も

あつた。当組合では、道案内を出方とも称し、また、組

合村の道案内とは別に、火附盜賊改役の道案内が存在し

ていた。

## (2) 道案内の職務とその性格

道案内の職務としては、次の様なものがあげられよう。<sup>(37)</sup>

- ① 手配者の召し捕り
- ② 村方出入や手配者の内探

### ③ 村方出入の内済

### ④ 召し捕り人の護送

### ⑤ 大惣代の出先への供

### ⑥ 取締出役の廻村先・江戸役宅への書付の届け

道案内は、これらの職務を取締出役や大惣代の指示を受け遂行していく。彼等の中には、数人の下遣を利用

し活動する者もいた。嘉永五年の「御取締筋道案内議定書」<sup>(38)</sup>によると、彼等は十手を携帯し、御用向きにて「何

連之宿々江無沙汰ニ手入」<sup>(39)</sup>する事が許可されており、職務に関して道案内同士での協議が行なわれていた。ま

た議定の中で、不正行為を防ぐための相互監察を掲げるなど、自らの綱紀肅正にかなり留意している。

道案内の活動範囲は、所属する組合内が中心となる

が、用向きによつては他の組合村にまで及ぶこともあつた。<sup>(39)</sup>表9は、道案内の所属する宿村をまとめたものであるが、寄場である熊谷宿の者が半数を占めている。寄場

は、取締出役の廻宿があり、組合村触達廻達の起点であり組合村寄合いの場であった。このため、道案内が取締出役や組合村役人らとの連携を保つ上で、寄場や寄場に容易に出張できる近在の村に住んでいることが必要であった。道案内の中には、表10の様に所属宿村が変わるものであつた。

【表10】道案内の移動

道案内名	移動
森八	葛和田村→南河原村
左三郎	? →熊谷宿
栄蔵	佐谷田村→熊谷宿
浅五郎	熊谷宿→広瀬村
亀吉	佐谷田村→熊谷宿

【表9】道案内の所属宿村

所属宿村	人数
熊谷宿	10
佐谷田村・下奈良村	各2
南河原村・東別府村・広瀬村 石原村・葛和田村	各1

(天保13年～万延元年)

【表11】道案内の身分・生業

道案内名	身分	持高	家内人数	生業	就任時年齢
下奈良村四方吉	百姓				
熊谷宿 浅五郎	家守伝兵衛店 百姓				
石原村 清兵衛	百姓				
石原村 梅吉	百姓				
広瀬村 浅五郎	百姓	6石	6人	農業一派	49才
佐谷田村亀吉	百姓七五郎倅	5石	2人	農業一派	50才

がいるが、これも職務を遂行する上で措置であったと思われる。たとえば、弘化二年暮の組合村入用には道案内の転居のための家作普請金が計上されており、組合村の負担により道案内の転居がなされていたことを示している。

当組合の道案内を勤める者の身分・生業を知ることはできるのは、表11の六名である。単に百姓とだけある者が多いが、広瀬村浅五郎と佐谷田村亀吉については、やや詳しく知ることができる。両者とも、持高の少ない、年配の零細農であった。道案内は、その職務上、単なる真面目な百姓では勤めることができず、また、博徒などから恨みを買うことを恐れて、なり手が少なかつたと思われる。当組合における道案内は、定員五名としながらも嘉永年間には欠員を生じており、同四年八月には、取締出役から欠員補充の催促を受けている。<sup>(40)</sup>

弘化二年四月には、天保一五年に決められた道案内五人のうち三人が、「如何之風聞」のため御役差止めとなり、組合村正式雇用から一年足らずで早くも腐敗ぶりを現わしてしまった。その後も、道案内が風聞によって御役差止めとなる例はいくつか見られるが、差止めとなつた者のほとんどが復役しているのである。(表12) 治安対

【表12】道案内の変遷（天保15年（弘化元年）～万延元年）

道案内名	弘化元	2	3	4	嘉永元	2	3	4	5	6	安政元	2	3	4	5	6	万延元
綱五郎（熊谷宿）	(届)	X 風聞			○												
森八（南河原村）	(届)	○			○												
新蔵（東別府村）	(届)	X 風聞															
梅吉（熊谷宿） （石原村）	(届)	X 風聞										X 風聞	(届)		○	○	
栄蔵（佐谷田村） （熊谷宿）	(届)	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
左三郎（熊谷宿）	(届)																
竹次郎（熊谷宿）	(届)				X 引越												
喜兵衛（熊谷宿）					○		○	○			○	○	X 死亡				
四方吉（下奈良村）						○	(届)	○	○			○	X 病氣				
惣次郎（熊谷宿）							○	○	○		○	○	○	○	○	X 風聞	
浅五郎（熊谷宿） （広瀬村）								(届)	X 風聞	(届)			(届)	○	○	○	
藤吉（熊谷宿）								(届)	○								
平兵衛（？）										○							
文吉（上州） （岩室村）													○				
清兵衛（石原村）												(届)					
亀吉（佐谷田村） （熊谷宿）												(届)	○				

(注) ○は、道案内として確認された者。

(届)は、道案内勤め願書が出されたことを示す。

×は、道案内御役差止めを示し、その理由を附した。

策上と人材不足から、風聞により御役差止めとなつた者も再び雇用せざるを得ず、どうしても道案内が、二足の草鞋的性格の者となつてしまふのであつた。

### 三 組合村入用の検討

#### (一) 組合村入用の決定

組合村設置に伴い、組合村に関して余分な出費を防ぐことを目的の一つとして、入用項目とその金額が明示された。各組合村は、文政一〇年九月の「御取締筋御改革」と称する四〇ヶ条の触書<sup>(42)</sup>に基づいて、組合村入用についての取り決めを行なつてゐる。

当組合の場合には、表13のようになつてゐる。寄場である熊谷宿と、組合村々の負担項目がはつきりと分けられている。熊谷宿は取締出役らの旅宿賄代を負担するが、それ以外の囚人番をはじめとする一切の入用は、熊谷宿を除く組合村々が負担するのである。囚人番関係の入用は、囚人の有宿・無宿の区別による負担の相違を明らかにすることで、組合村々の負担減を謳つてゐるが、熊谷宿の囚人番負担は軽いものとなつており、組合村々が助郷役に加えての課役を背負うことになつてゐる。

【表13】熊谷宿北組合の組合村入用規定 (文政10年)

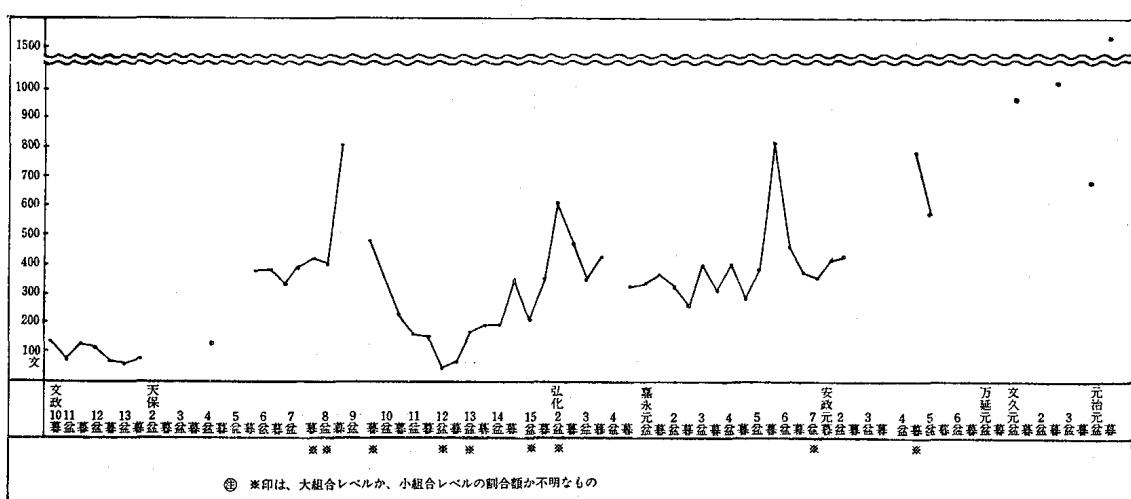
項目	金額	負担者
取締出役の熊谷宿旅宿賄代	1人1泊銀6匁・1昼夜銀2匁5分	熊谷宿
出役召連の道案内賄代	1人1泊180文・1昼夜72文	"
囚人村預け迄の入用	—	"
囚人番賄代(無宿)	1人1泊180文・1昼夜72文	組合村
"(有宿)	" · "	人別村方
囚人賄代(無宿)	1人1泊140文・1昼夜72文	組合村
"(有宿)	" · "	人別村方
大・小年番寄合賄代	1人1泊180文・1昼夜72文	組合村
大年番筆墨料	1人に付き金1両	"
会所茶代	寄合の度数に応ず	"
組合御用にて出張	1人1日出府銀5匁 近在銀4匁	"
囚人差立の出駕籠	1挺 <sup>2</sup> <sub>1</sub> 貫 <sup>2</sup> <sub>0</sub> 文以下	"
出役の駕籠・物持人足	1人に付き100文	"
御用状継立人足賃	隣村迄 24文	"
小組合用向にて出張	—	小組合
1ヶ村用向にて出張	—	村方

当組合の入用は、「諸勘定向之儀、大組合年番村ニ而引受、盆暮兩度、小組合惣代村一同立会、篤与取糺無高下割合」<sup>(43)</sup>とある様に、一年のうち盆前（七月）と暮（一二月）の二期、それぞれ集計し、組合村全体に高割で賦課した。割合は、村高一〇〇石に付き錢何文という形で小組合に割り当てられ、小組合年番は、この賦課額に小組合限りの入用分を加え、更に小組合内の村々へ割り当てる事になる。組合村入用割合帳は、入用割合当日、寄場で大小惣代の立会いのもと作成された。小惣代はこれを写し取り、各小組合毎の割合額に小組合限りの入用分を加えた割合を示し、小組合内の村々へ廻達した。当組合の入用割合帳のうち確認できるのは、文政一〇年から文久三年まで三七年間七三期中、二九期分である。このうち、天保期前半と安政期はほとんど欠けている。

## （二）組合村入用の全体的変遷

まず表14は、組合村入用の高一〇〇石についての割合額を示したものである。これによると、文政から天保四年までは、二〇〇文以下で安定していたが、天保飢饉時に急激な増加を示している。しかし、天保九年以降減少していく一〇〇文付近で安定するが、再びゆるやかに増加し、弘化・嘉永年間に三〇〇文～四〇〇文でほぼ安

組合村入用割合額の変化（高100石に付き）



注 A：囚人・囚人番飯料賄代 B：囚人差立入用  
 C：圈 D：大小惣代の寄合・出張賄代  
 E：道案内 F：御用宿茶代 G：筆墨紙代  
 H：勧化 I：その他

【表15】入用項目別の割合

年期	入用項目 (%)			
文政11盆	D (52.6)		I (23.7)	A (20.7)
12暮	G (48.1)		A (36.1)	D (7.0) F (6.0)
13盆	A (71.6)		B (19.3)	D (4.3)
暮	G (44.2)		A (32.8)	D (17.3)
天保10盆	A (52.8)		D (36.8)	I (5.5)
暮	A (76.4)		G (15.4)	
11盆	A (77.7)		B (12.0)	D (7.8)
暮	A (44.5)		G (23.4)	I (12.9) B (10.4)
12暮	G (58.5)		A (22.2)	D (15.5)
13暮	A (35.3)		I (32.9)	G (17.2) D (8.6)
弘化2暮	C (43.2)		E (40.0)	A (7.7)
3盆	C (66.5)		E (28.2)	
暮	E (47.3)		C (41.8)	B (9.1)
4暮	C (53.9)		E (31.7)	B (9.6)
嘉永元盆	C (53.2)		E (31.3)	G (10.0)
暮	C (47.8)		E (27.0)	H (8.9)
2盆	C (54.7)		E (32.2)	H (10.2)
暮	C (67.6)		G (13.9)	D (8.6)
3盆	C (63.9)		E (13.5)	B (9.6) H (8.1)
暮	C (52.7)		E (25.4)	G (9.9) D (5.4)
4盆	C (62.5)		A (12.2)	E (11.9) H (7.9)
暮	C (57.5)		I (16.1)	G (10.8) D (7.9)
5盆	C (44.9)		E (33.2)	H (8.3) D (7.1) B (6.0)
暮	C (38.5)		I (28.5)	D (15.5) E (9.1)
安政5暮	C (39.1)		I (35.8)	E (16.5) D (5.3)
文久元盆	E (40.6)		C (32.5)	A (14.8) B (8.8)
2暮	A (44.2)		C (28.5)	E (12.4) D (6.4)
3暮	C (62.9)		E (21.9)	B (6.4) G (5.1)
元治元暮	I (35.8)		E (25.9)	C (25.2) B (7.0)

上位1位～3位、あるいは1位～4位のみ示す。空欄はそれ以下のもので略した。

定する。その後安政以降は、物価騰貴に伴い、天保飢饉時以上の高い割合額となつてゐる。

次に表15は、組合村入用項目を九つに分類し、入用全体におけるそれぞれの割合を示したものである。これによると、文政期と天保後期は、A「囚人・囚人番飯料賄代」が、弘化・嘉永期は、C〔圈〕とE「道案内関係」の入用が中心となつてゐる。その後は、C・Eの入用を

基本としながらも、AからH以外の分類となるI「その他」の項目の割合が増え、入用項目の多様化傾向が顕著となる。

それでは、組合村入用との関わりを念頭におきながら、入用項目の中心となつてゐる囚人番と圈、及び道案内に関する変遷を追つていこう。

### (二) 囚人番と圈の設置

#### (1) 囚人番の変遷とその実態

宿預けとなつた囚人に對する番人足は、組合村設置以前から宿周辺の村々から出されていたが、番人足触当ての明確な基準や入用規定はなかつたと思われる。<sup>(44)</sup>

文政一〇年二月の取締出役の申し合わせによると、囚人番は、囚人一人に付き村方から番人足三人、村役人一人を出し、一昼夜交替で勤めるとされ、番人足は高一〇

〇石に付き三人の触当てとなつてゐる。当組合の文政一〇年の内議定も、この申し合わせと同様の内容となつてゐるが、囚人番については、上番(一人)、下番(三人)と称しており、また、村高に対する番人足触当ての基準について記されていない。村方が立替えた囚人番人足と囚人の賃代は、後で組合村入用として組合村の高割となつた。

その後、天保年間に入り、囚人番をめぐるいくつかの動きがあらわれた。まず、天保四年八月、組合村々から熊谷宿問屋に対し、囚人番に関する四項目の掛け合いがあり、掛け合い通り以後の取り計らいが次の様に決められた。<sup>(47)</sup>

① 目駕籠・山駕籠諸色は、議定の通り大惣代が引き受け立替える。

② 番人足は、村高一〇〇石に付き一人の割合で触れ当てる。

③ 番人足の取り調べ方に差し支えがあるので、囚人飯料書付と村方人足留帳に割判し、飯料書付を渡す。また、出勤の村々は控帳に印形する。

④ 囚人番を一年毎に取り調べ平均するためと、飯料書付の引き合いのため、宿方より囚人番取調増減帳

を渡し、これを大惣代が見届ける。

これらには、囚人番基準や入用立替え等を明確にした上で、囚人番勤めの実態を組合村側が十分に把握していくという意図があった。

さらに、熊谷宿問屋は、熊谷宿への御預け囚人の増加を理由に、近隣の組合村々への囚人番人足触当ての許可を受け（天保四年カ）、隣の行田町組合内の二ヶ村を差し、天保六年六月に、まず持田村に囚人番人足を触れ当てた。<sup>(48)</sup> 番人足触当ての許可は行田町組合へ未通達だつたため、同組合は取締出役の指示がないことを理由に、番人足差し出しを拒否した。これに対して取締出役は、熊谷宿が囚人番村を何ヶ村と決めるとは心得違いであるとしながらも、囚人番は最寄組合に限らないという見解を示した。そして同一三年五月には、河原明戸村無宿重太郎ら五人が熊谷宿へ御預けとなつた際に、囚人が「若逃去り候歟、又者口論等致し候節取鎮め方」<sup>(49)</sup> のため、囚人番のうち上番に道案内の者を受けた。同年七月、組合村々は取締出役の許可を受け、以後囚人番村は村方の手当で道案内を番人足として雇い、村方の番人足を減らすことを決めた。

これら天保年間の一連の動きは、組合村々にとって、

【表17】囚人番・囚人飯料の変化  
(単位:文)

	囚人番		囚人	
	1泊	1昼	1泊	1昼
文政10	180	72	140	72
天保10	300	150	272	136
11	250	125	232	116
13	200	100	232	116
14	200	100	232	116

【表16】組合村入用割合帳による囚人番の実態

	囚人数	囚人番村数	囚人番人數	囚人預け主		
				出役	火盜	不明
文政11盆	$2 + \alpha$	2	20	0	0	2
12暮	7	2	21	0	0	2
13盆	12	5	34	2	2	0
暮	7	2	19	0	0	2
天保10盆	49	10	100	1	9	0
暮	44	10	90	4	6	0
11盆	$41 + \beta$	12	116	2	10	0
暮	15	5	53	0	5	0
12暮	10	1	15	0	0	1
13暮	21	6	65	0	5	1

(注) 数字は延べ数、 $\alpha$ ,  $\beta$  は人数不明分

囚人番の実態の把握から、囚人番負担の軽減への模索の過程であつたといえる。

ここで、文政から天保までの囚人番の実態を表16により見てみよう。天保前期の状況は不明であるが、天保後期は文政期にくらべて、囚人番を勤めた村数が半年平均で約三倍にも増加している。特に天保飢饉後である天保一〇年から一一年にかけては多く、半年間の延べ囚人数も四〇人を超えている。

また、囚人番及び囚人の飯料賄代は、文政一〇年に決められたが、その後表17の様に変化している。米価の変動等により飯料も上下させたと思われるが、天保一三年には囚人飯料が囚人番飯料を上回っている。これは、囚人飯料の据置きに対して、囚人番飯料が下げられたことによる。しかし、天保一三年七月には、囚人飯料を従来通り囚人番飯料より八文安とする様、組合村役人らが取締出役に願い出て、「米相場高下ニ隨ひ、伺之上直段上ヶ下ケ可致旨」の指示を受けるが、表17のごとく飯料の変化はなかつた。天保一四年七月には、組合村の惣代が、囚人番・囚人飯料の値下げを熊谷宿役人に掛け合つている。<sup>(51)</sup>囚人番・囚人飯料は、囚人番を勤めた村が一時的に立替えるため、飯料の値下げは、組合村々にとつては負

担の減少につながるものであつた。

天保期の囚人番増加の中で、組合村々は、先に述べた天保年間の一連の動きによる囚人番自体の軽減とともに、囚人番に関する入用の軽減を企図していた。

## (2) 圈の設置

天保一五年一一月、取締出役瀬戸順一郎から各組合村に対し、囚人番に関する仕法替えの達があつた。<sup>(52)</sup>この仕法替えは、囚人の逃亡防止と組合村入用の減少を目的とし、村方からの囚人番人足に代わり、番非人を組合村々の手當にて定番人として雇うということであつた。この達では、囚人を留め置く圈について、「組合寄場圈、仕切を入れ、武重ニ茂補理、外囲をもいたし手丈夫持可申事」としており、圈の整備（新設を含む）をも指示したと思われる。<sup>(53)</sup>

熊谷宿及び南北組合は、この達を受けて、弘化二年正月に「熊谷宿寄場圈補理議定書」を作成し、新たに圈を設置することを決めた。議定の主な点は、次の様である。

- ① 圈は、熊谷宿伊勢屋庄右衛門方の古土蔵を修復し使用する。借用地代は一ヶ年金五両で、一〇ヶ年の借用とする。圈は、「二重ニ相囲、五畳敷にいたし、

中江仕切を入、手丈夫ニ拵」える。

- ② 定番人は、番非人の人選難のため庄右衛門を上番人とし、下番二人は庄右衛門が人選する。番人給金は、一人一ヶ年金五両とする。
- ③ 御領け囚人の扶持米・塩・味噌・薪等の入用は、一人に付き一飯四〇文と見積もり、一ヶ年金一〇両とする。

組合村々にとつて圈の設置は、次の道案内の組合村正式雇用とともに、治安面は勿論、組合村入用においても新たな展開を加えることになる。

#### (四) 道案内の組合村組織への加入

天保一五年二月、取締出役から、道案内を組合村單位で雇い、その給金を組合村で負担するよう申し渡されたことは既に述べた。道案内の組合村組織への正式組み込みは、組合村内の治安の強化となつたが、組合村々にとつては、道案内の給金負担という新たな入用の増加でもあつた。

当組合においては、道案内は組合高約一万石に付き一人の割合<sup>(55)</sup>とすることで、高約五万五千石（熊谷宿、南北組合）に対し、取締出役の指示通り五人が選ばれた。また、道案内の給金は、弘化一年三月に、一人一ヶ年金三

両で五人分金一五両、これに増給分二両を加えた金一七両と決めた。<sup>(56)</sup> この金額を決定するにあたつては、近隣の組合の道案内給金が参考とされた。<sup>(57)</sup> 一人金三両と決めたのだが、「老人金三両ツムニ而者迎茂相勤り兼」ねるということで、増給分を加えるという変則的な形をとつた。

#### (五) 定式入用と組合村入用

圈の設置と道案内給金の決定により、弘化二年以降の組合村の一ヶ年の定式入用が表18の様に決定した。寄場熊谷宿、南・北組合の三者が、圈についての金三〇両と道案内給金一七両の合せて金四七両を、それぞれの高に応じて出金することになった。

圈に関する入用は、弘化二年は、圈となる土蔵の修復費金二〇両を加えて金五〇両かかることになつた。<sup>(58)</sup> しかし、従来の囚人番に関する入用は、天保一三と一五年三ヶ年の囚人番寄場触當帳によると、一ヶ年平均金四二両で、諸雜費を含めると金九〇両に達し、また、新規に圈を作つた場合は金四〇と五〇両かかるため、いずれにしても、圈の定式入用決定により入用は大幅に減少するとの見通しであった。その上圈の設置は、村々にとつて、「囚人番等も以來ハ一切無御座候」<sup>(60)</sup> ことであり、囚人番

熊谷宿・南・北組合  
【表18】弘化2年以降の1ヶ年の定式入用

改革組合村の内部構造の検討

項目	金額
圈地代	金5両
囚人飯料賄代	金10両
囚人番給金（金5両×3人）	金15両
道案内給金（金3両×5人）	金15両
道案内増給分	金2両

【表19】弘化2年以降の圈に関する入用（～安政）

	圈定式入用半年分	定式入用以外の入用
弘化2暮	10両2分2朱 764文	
3盆	10両2分2朱 774文	圈壁破損ニ付出金 3両2分 554文
暮	〃 〃	
4暮	〃 〃	
嘉永元盆	〃 〃	
暮	〃 〃	
2盆	〃 〃	
暮	〃 〃	
3盆	〃 〃	伊勢屋庄右衛門方 囚人飯料之内助合 5両
暮	10両2分2朱 764文	
4盆	10両2分2朱 774文	米価高直ニ付庄右衛門方 囚人飯料之内当分助合 5両
暮	10両2分2朱 652文	
5盆	〃 〃	圈錠2ツ代 2朱
暮	10両2分2朱 672文	圈修復入用 6両の内 4両
		圈破損の分 いせや庄右衛門へ渡 2分
		米価高直ニ付、囚人御預ケ 多分ニ付、当子足賄分 5両
安政5盆	10両2分2朱 718文	圈臨時繕入用 2両1分2朱 186文
		圈用心棒2本 1貫文

村としての、囚人番入用以外の「表向江不差出、其時々番村入用と相成」<sup>(61)</sup>る雜費がなくなることでもあった。定式入用決定後の、弘化・嘉永期における組合村入用は、八〇%近くを圈と道案内に関する入用で占めることとなり、同時に、表面的には組合村入用の割合額の安定をもたらした。

圈の定式入用は、一ヶ年金三〇両と決定したわけだが、定式入用以外で計上されている圈に関する入用は、表19の様である。圈の破損による修復費や圈の部分費に加えて、圈番への囚人飯料の助成金が出されている。囚人飯料の助成は、「米価高直ニ付」、あるいは「米価高直ニ付、囚人御預ケ多分ニ付」という理由でなされており、定式入用中の囚人飯料賄代一ヶ年金一〇両の見積もりを超える事態が生じていたことを示している。圈番伊勢屋庄右衛門が、「度々難渋申出」たり、「囚人飯料仕切代金値段上ケ願書差出」などを行なつたため、嘉永三年六月、同四年七月には、それぞれ囚人飯料を問題として組合村の寄合が持たれ、<sup>(62)</sup>両年とも盆前の入用中に金五両の助成金を計上した。さらに翌五年暮の入用中にも同額の助成金が計上されており、助成金はほぼ定式入用化したと思われるが、安政年間の状況は不明である。その後

文久以降は、「米価高直ニ付、任先例手当増」<sup>(63)</sup>として金五両が計上されており、この時期には完全に定式入用化したといえよう。

もう一方の定式入用である道案内給金金一七両は、圈の定式入用の割合がほぼ安定しているのに對し、不安定である。(表20) 特に嘉永期は、定式入用通りの給金の割合がなされていなかつたり、給金の割合不足分が次期に割合となつたりしているのが見受けられる。これは、道案内が定員五人でありながら欠員を出していたことや、給金一人一ヶ年金三両としながらも給金格差があつたことなどによると考えられる。給金以外の道案内に関する入用としては出張費が中心であり、家作普請費なども割当となつていて、

このように、定式入用決定後も、組合村の推移に伴い定式入用枠を超える事態が生じ、また定式入用に付隨する新たな入用の出現によつて、組合村入用は次第に膨張傾向を示していく。

#### (4) 圈の推移と囚人番

弘化二年から使用されていた圈は、安政元年一二月に一〇ヶ年の期限切れとなり、その上、「外因等迄朽腐いたし」たので新築されることになつた。圈が完成する迄

【表20】弘化2年以降の道案内に関する入用（～安政）

	定式給金半年分	定式入用以外の入用	
弘化2暮	6両1朱 128文	道案内南河原村森八 家作ニ付前借	3両
		道案内左三郎熊谷宿住宅仕 候様家作普請入用前借	5両
		道案内 竹次郎御召捕見舞	1分
		同人召捕之節 家主預ヶ被仰付其節差支	3分
3盆	6両 535文		
暮	12両2朱 255文		
4暮	6両1分 471文		
嘉永元盆	〃 〃		
暮	6両 535文		
2盆	6両1分 471文		
暮	記載なし		
3盆	3両2朱 608文	去酉年給金割不足	748文
暮	3両	年柄故別段手当	2両
		当盆前割入べく処 出方給金不足分	2朱 291文
4盆	3両		
暮	記載なし		
5盆	4両1分 276文	去亥年可相渡給金	3両
		囚人付添江戸路用手当	3分
暮	〃 〃	上奈良村宗次郎 御用所惜病ニ付手当	2分
		出役御用 彦兵衛・宗次郎賄入用	2朱 750文
安政5盆	5両1分2朱 14文	板鼻宿迄付添休入用	1分

は、圈設置以前のように村々から囚人番を出すことになつた。<sup>(65)</sup> 翌安政二年一二月に、「熊谷宿寄場圈補理議定書」<sup>(66)</sup> が改めて作成された。今度の議定の主な点は、次の様である。

① 圈は、熊谷宿家守勘助の土地に新築し、土地は一

○ヶ年借用、地代は一ヶ年金五両とする。

② 定番人のうち上番は、一〇ヶ年の間、下奈良村百姓四方吉事権左衛門とし、下番二人は四方吉が人選

する。番人給金は、一人一ヶ年金五両とする。

③ 御預け囚人の扶持米・塩・味噌・薪等の入用は、一人に付き一飯四〇文と見積もり、一ヶ年金一〇両とする。

圈に関する入用は、弘化二年の議定と全く同じである。特に囚人飯料は、嘉永年間に度々助成金が出されていたにもかかわらず変化がなかつた。圈の新築費用は、熊谷宿大工仙藏の見積もりで金五一両とされた。<sup>(67)</sup> 完成は、安政三年五月であつた。<sup>(68)</sup>

その後安政六年五月に、取締出役の預り囚人である常州吉沼村無宿弥太郎が圈から逃亡する事件が起り、圈番四方吉と下番半六が、奉行所の吟味を受けることになつた。<sup>(69)</sup> このため七月迄は、道案内浅五郎を一時的に圈番

としたが<sup>(70)</sup>、その後は定番人が不在となり、さらに七月五日には、大水により圈が大破してしまう。<sup>(71)</sup> これにより、圈番決定と圈の修復迄は、再び村々から囚人番人足を出すことになつた。<sup>(72)</sup>

翌安政七年には圈番も決まつたが、今度は圈の存続問題が表面化してくる。次にあげるのは、万延元年七月一日に、上ノ村の小惣代が小組合内の村々へ出した廻状である。<sup>(73)</sup>

急廻状を以、得御意候、(中略)然者寄場熊谷宿江被建置候圈之義、此儘差置候ハ囚人御預多分ニ而入用相嵩、依而今般申談之上、右圈取崩シ申度相談有之候故、区々ニ而決談不仕候、就而ハ小組合限り申談、來四日迄ニ大惣代方江否申出候様取極候間、此段懸札ヲ以申上候、(中略)尤取崩シ候上者囚人番之義者先義之通りニ相成申候(後略)

この問題は、六月二九日の入用割合の場で取り上げられたが結論が出ず、七月五日に、小組合毎の意見を取りまとめて大小惣代による寄合がもたれたのである。預り囚人の増加とそれに伴う入用の増大、つまり、従来の圈に関する定式入用枠を超える囚人数と、圈の収容能力を超えた囚人に対する村方からの番人足の差し出しが、組

合村々にとつて大きな負担となつていていたのである。その後も、同月一二五日に、組合村全体による寄合がもたれるなど、存続の可否決定は難航した。結局文久二年六月の圈再建決定<sup>(75)</sup>までは、村々から囚人番が出されており、この間圈の機能は停止していたと思われる。

#### (七) 大惣代と組合村入用

大惣代は、組合村入用においてその一部を立替えていた。表21は、組合村入用全体における大惣代毎の立替え分の割合を示したものである。立替えの注記漏れも考えられるが、立替え分の割合は半年平均約一三%となつている。入用の立替えは特定の大惣代によつて行なわれてゐたらしく、天保後期は上川上村三郎右衛門と下奈良村弥惣の二人、嘉永期以降は中奈良村彦兵衛と池上村又助の二人が立替えの中心であつた。入用立替えのためにはある程度の経済力を持つてゐることが必要であり、大惣代増員の契機の一つとしては、経済力を持つ者の加入による組合村の入用面での円滑化を図ろうとしたことが考えられよう。立替え項目の中心は、大惣代の賄代や出張費、囚人差立入用、及び臨時の一件に対する出金である。大惣代の入用立替えにより、組合村運営の入用面での補完がなされていたと言える。

【表21】組合村入用における大惣代の立替え

(単位%)

	上川上村 三郎右衛門	下奈良村 弥惣	肥 塙 邦	八 村 郎	下奈良村 半右衛門	四方寺村 六左衛門	中奈良村 彦兵衛	池上 又 村 助	人名不明
天保10盆	48.0	7.2	0						
暮	0	4.9	0						
11盆	0	0	0						12.0
暮	10.4	0	0						
弘化3暮					0	3.0			
嘉永2盆					0	0	0.7	0	
暮					0	0	12.9	2.1	
3盆					0	0	8.3	0.8	
暮					0	0	4.8	2.6	
5盆					0	0	9.6	12.4	
暮					0	3.8	7.6	0.5	
安政5盆					0	0	4.3	0.7	
文久元盆					3.0	7.5		19.6	
2暮					6.2	0		0.8	
3暮					3.2	0		3.2	
元治元暮					13.2			0	

当組合における組合村入用に関する議定には、惣代給金の規定はなく、組合村入用割合帳にも、大惣代給金の計上はない。しかし、天保六年暮の組合村<sup>(77)</sup>入用割合廻状の但書に、「囚人番大年番惣代給松屋入用外」とあり、大惣代（大年番）給金と見なされるものの割合があつたことを示している。入用項目の検討から、大惣代給金に当たるのは、毎年暮に割合となる大惣代筆墨代金二両であると思われる。

このことは、小惣代（小組合年番）給金の在り方から裏付けられよう。上ノ村他四ヶ村小組合における惣代給決定の事情について、前年の小組合年番から小組合村々<sup>(78)</sup>へ出された、文政一三年閏三月の廻状を見てみよう。

（前略）然ハ御改革筋小組年番之儀、拙者手始ニ丑とし相勤、来年ハ下川上江御渡申候処、是迄無給ニ相勤、外熊谷霞小組年番者夫々給料受取相勤申候ニ付、右之段大年番江御掛合申候処、外並ニて有之候ニ付、給料割合可然旨被申聞候ニ付、則年ニ金百疋ツム式ヶ年分割合仕候（後略）

これによると、他の小組合の年番は給金を受け取つていたらしく、この小組合でも「外並」ということで、一ヶ年の給金を金百疋（金一分）と決めた。実際には、小

組合年番給は筆墨代として割合となつており、給金＝筆墨代という形となる。他の小組合入用においても、小惣代の筆墨代の割合を見ることができる。したがつて、当組合における大惣代、及び小惣代の給金は、筆墨代という最小限の必要経費の支給であったと言える。

#### （八）小組合レベルでの組合村入用

ここで、組合村全体の入用が小組合毎に割当られた後の、小組合レベルでの組合村入用の実態を見てみよう。小組合毎に割合となつた入用には、各小組合限りの入用が加えられ、各村々に割当られる。

表22は、上ノ村他四ヶ村小組合の場合である。この小組合における小組合限りの入用は、小惣代筆墨代（給金）のみが毎年暮に計上されており、その他の入用は嘉永二年を除いて認められない。筆墨代は、文政一三年に一ヶ年一分と決められ、その後嘉永五年以降は金一分に倍増している。小組合レベルでの入用の割合額は、大組合レベルでの小組合への割合額に比べると、小組合限りの入用が加わることで、約五七一〇%増となつていて。中奈良村他四ヶ村小組合の場合（表23）は、小惣代の筆墨代に加えて、廻状継立人足賃や小惣代の寄合賄代が小組合限りの入用となつていて。佐谷田村他二ヶ村小組合

【表22】上ノ村他四ヶ村小組合の小組合における入用

	大組合レベルでの 小組合割当額(A)	小組合限りの入用(B)		小組合レベルでの 割当額(A+B)	増加分(%) (B/A×100)
		金額	内容		
文政13暮	6貫 11文	3貫 300文	筆墨代	9貫 311文	54.9
天保6暮	28貫 325文	1貫 648文	年番惣代給	29貫 973文	5.8
12暮	5貫 401文	1貫 748文	筆墨料	7貫 149文	32.4
13暮	16貫 485文	1貫 624文	筆墨料	18貫 109文	9.9
15暮	29貫 709文	1貫 624文	筆墨料	31貫 333文	5.5
弘化2暮	41貫 231文	1貫 624文	筆墨料	42貫 855文	3.9
3暮	36貫 376文	1貫 624文	筆墨料	38貫文	4.5
嘉永元益	28貫 393文	3貫 248文	去未・申両年分 筆墨料	31貫 641文	11.4
暮	31貫 145文	1貫 612文	筆墨代	32貫 757文	5.2
2暮	22貫 4文	1貫 600文	筆墨料	24貫 404文	10.9
		800文	8月中請書 筆墨料		
5暮	70貫 476文	3貫 48文	筆墨代	73貫 524文	4.3
6暮	32貫 133文	3貫 200文	筆墨代	35貫 333文	10.0
7暮	35貫 539文	3貫 248文	記載なし	38貫 787文	9.1
文久2暮	87貫 829文	3貫 348文	筆墨料	91貫 177文	3.8
3暮	57貫 458文	3貫 348文	筆墨料	60貫 806文	5.8

(表24)でも、小惣代の筆墨代と寄合賄代が確認できる。

以上データが非常に少ないのであるが、小組合限りの入用は、小惣代の筆墨代と主として入用割合当日の小惣代の賄代を基本とし、これに小組合によってのプラスアルファという形であつたと言える。小組合限りの入用は最小限に押さえられ、村々にとつての組合村入用の負担が大きくなることが避けられていた様に思われる。そして組合村に関する入用は、なるべく大組合レベルで組合村全体の高割となる方向で扱うという意識があつたと考えられる。

【表23】中奈良村他四ヶ村小組合の小組合における入用

	大組合レベルでの小組合割当額(A)	小組合限りの入用(B)		小組合レベルでの割当額(A+B)	増加分(%) (B/A×100)
		金額	内容		
文政12盆	6貫 707文	440文	廻状継入用	7貫575文9分	13.0
		428文9分	川越領高除ニ付立替割合		
天保13暮	12貫 386文	200文	御取締筋請印帳 熊谷宿并上川上村迄出会手当	14貫 660文	18.4
		50文	柿沼村迄人足賃		
		100文	大麻生村迄人足賃		
		200文	割合ニ付岀役手当		
		100文	蠟燭代 夏以来再度御請印 帳認メ候砌		
		1貫 624文	当寅年筆墨代		
14盆	12貫 731文	200文	御取締御岀役様より組合村々請 印帳認メ参会出勤手当	13貫 575文	6.6
		200文	熊谷宿大小惣代会合		
		72文	柿沼村迄人足賃		
		200文	定例割合(賄代)		
		72文	今井村迄人足賃		
		100文	諸書上離形類筆紙代		
嘉永2盆	20貫 753文	200文	(割合) 当日賄料	20貫 953文	1.0

【表24】佐谷田村他二ヶ村小組合の小組合における入用

安政2盆	15貫 36文	200文	藤兵衛(小惣代)入用	15貫 236文	1.3
文久2暮	36貫 475文	1貫 700文	小惣代筆墨料	38貫 175文	4.7

#### 四 むすびにかえて

当組合は、その構成上、二つの特徴があった。一つは、寄場熊谷宿が中山道の宿場であり、北組合・南組合という二つの組合村共通の寄場として独立した形をとつていてことであり、もう一つは、北組合村々が、支配上、忍藩領と忍藩領以外の村々に二分されることである。これらの特徴は、囚人番の問題を中心とした組合村入用面や組合村運営・統轄の面に、大きな影響を与えることになつた。

組合村入用は、各組合村の性質やその時々の状況を如実に示しているものである。組合村の設置により、囚人番を中心とする負担が宿場から村々へと拡大することで宿財政は軽減されたが、代わりに村々は助郷役に加えての負担を背負うことになった。このため初期の組合村入用では、囚人番に関する入用が多くの部分を占めていた。さらに、天保飢饉を経ての御預け囚人の増加は、村々にとつて大きな負担となり、増加する囚人番を如何に軽減するかということが天保年間の組合村にとっての問題となつた。宿場との間に幾度かの交渉が行なわれ、宿側も村々の要求に応じて囚人番勤めの方法の明瞭化など

を行ない、取締出役も囚人番による村々の疲弊を恐れ、各組合村の範囲を越えた囚人番の指定や、道案内の上番許可などの柔軟な姿勢を打ち出していった。このようなかで、圏の設置という仕法替えにより新たな展開が起ころ。これは、道案内の組合村正式雇用と合わせて組合村の定式入用決定を引き出すこととなり、組合村入用は一時的に安定した。定式入用の決定で入用の膨張を防ぐことはできたが、定式入用に付随する新たな入用の出現や定式入用の見込みを上回る事態により、入用は再び増大し、その内容は多様化していった。結局は、幕府によるいくつかの仕法替えも一時的なもので、十分な効果を生むことができなかつた。

組合村入用が増大し多様化する中で、一時的であるにせよ、大惣代が入用の立替えを行なつていたことは、組合村の入用面での円滑な運営のためには不可欠なことであつた。このため、経済力のある者が大惣代として選ばれていくことになり、入用の立替えは、大惣代の組合村運営に対する影響力を強める一因にもなつたと思われる。大惣代は、その職務の多忙さ、相当額の組合村入用の立替え払いを行なうにもかかわらず、給金が最小限の必要経費である筆墨代の支給でしかなかつたことなどを

考え方わせると、その役に就くことの意味を考える必要がある。これは、既に組合村入用を立替えるだけのある程度の経済力と、地域における支配力を有している彼等が、大惣代の地位にその権力的裏付けを求めていたためと思われる。彼等は取締出役に直結しながら、組合内の治安や経済等の現状を把握し、組合村を統轄していたのである。

組合村による支配は、自らが質屋等の農間余業を行なう大惣代が組合村の農間余業の把握を行ない、治安対策において二足の草鞋的な者を道案内として雇うなど、取締られる側の人間を取り込み、取締りの効果を高めるという構図であり、常に腐敗への危険性を含んでいた。また組合村の入用面においては、入用の減少を図った仕法がかえってその増加を招いていた。このような矛盾のなかに、改革組合村を通しての御取締筋御改革の持つ弥縫的性格とその限界を見ることができよう。

## 註

本稿で使用した史料は、武藏国幡羅郡中奈良村野中家、同郡下奈良村吉田家、大里郡佐谷田村久保家、埼玉郡大塚村松岡家、同郡上平野村篠崎家文書（いずれも埼玉県立文書館委託）と、大里郡大麻生村古沢家文書（国立史料館所蔵）である。

る。尚、註のうち、家名の下の数字は文書番号を示す。

- (1) 「地方落穂集追記」卷六（『日本經濟叢書』卷九）
- (2) 「文政改革と関東農村」（『論集関東近世史の研究』）
- (3) 「関東における農村構造の変質と支配機構の改革」（『史潮』七四号）、「幕藩制社会の動搖と農村支配の変貌」（東京教育大学昭史会編『日本歴史論究』）、「幕末期の幕政」（『幕末郷土史研究法』）
- (4) 「化政期をどう評価したらよい」（『歴史学研究』二六四号）、「化政期の政治と民衆」（『岩波講座日本歴史』近世四）、「化政期の政治状勢」（『体系日本史叢書』政治史II）
- (5) 「江戸幕府の関東支配と佐倉藩」（『譜代藩政の展開と明治維新』）、「関東の在郷商人」（『歴史学研究』二七五号）
- (6) 「近世における組合村の存在とその性格」（『史学雑誌』七三編一一号）、「上総国における改革組合村の始源」（『日本歴史』二三八号）、「横芝地方における旗本領の動向」（『横芝町史』特別寄稿編）
- (7) 「武藏国組合村構成について」（『学習院大学經濟論集』四卷一号）
- (8) 「文化・文政期増上寺領の村方騒動と改革の展開」（『日本史研究』一一二号）
- (9) 「幕藩制崩壊期における武州世直し一揆の歴史的意義」

（『歴史学研究会七四年度大会特集別冊』）、「武州・相州「改革組合村」編成について」（『神奈川県史研究』二七号）、「関東取締出役と相武の改革組合村々」（『郷土神奈川』六号）、「関八州改革組合村寄場および市場定日について」（『近世史叢』一号）

その他に、石井昇氏『文政改革の研究』、島崎隆夫氏「村落聯合一組合村について」（『三田学会雑誌』四七巻三号）、柳田和久氏「関東における農村構造の変質と文政改革」（『法政史学』三〇号）、酒井右一氏「近世後期相給村落における一村「村請制」と組合村」（『市原地方史研究』一一号）、多仁照広氏「地芝居と若者仲間」（『地方史研究』一三一号）、本間清利氏「文政改革組合村」（『埼玉研究』二五号）などがある。

（10）『新修世田谷区史』、『目黒区史』など

（11）註（9）『神奈川県史研究』所収論文

（12）「村と村の関係」（『歴史公論』一〇六号）

（13）難波信雄氏「天保期における幕府権力と関東農村」

（『日本近世史の地方的展開』）、小沢正弘氏「農間余業調査の研究」（『八潮市史研究』二号）

（14）小松修氏「幕末期横浜周辺の取締りについて」（『論集』）

（15）関東近世史の研究）、横山伊徳氏「横浜十里四方遊歩問題と改革組合村」（『日本近世史論叢』下巻）

（16）吉田稔氏「寄居寄場村の村方騒動について」（『埼玉史談』二二二巻二号）、篠崎利男氏「御改革組合結城町外一八

ヶ村について」（『小山市史研究』三号）

（16）中奈良村野中家五八七「関東向御取締方御改革被仰出候ニ付御用筋日鑑」

（17）『野中家・新井家文書目録』解題

（18）『行田市史』下巻

（19）『熊谷市史』前編、下奈良村吉田家七「記録」

（20）註（16）、佐谷田村久保家六五九「御取締御改革一件手控帳」（『新編埼玉県史』資料編一七所収）

（21）久保家六六八「御取締御改革ニ付別議定」

（22）野中家七三一「組合村々取締方其外議定連印書付」

（23）註（16）

（24）註（22）「内議定之事」

（25）入札通知の廻状は二点確認できる。文政一二年の場合（大塚村松岡家八五三「諸御用向廻状写」）は、翌年に大年番が変更となり、天保二年の場合（久保家一七七「御用日記」）は、廻状の追而書に大年番を勤め兼ねるためと

いう記載がある。

（26）野中家一〇〇二「御用留」

（27）野中家「御取締筋御用留」（嘉永元年から万延元年）

等による。

（28）久保家一四六「御用留控帳」

（29）註（26）

（30）久保島村他五ヶ村小組合の様に、一時年番制に戻る小組合もあつたが、再び定番化していく。（野中家六四五

〔御取締筋御用留〕

(31) 「地方藩穂集追加」卷五(『日本經濟叢書』卷九)

(32)(33) 註(1)

(34) 野中家五七二四「御取締園部弾次郎様より御口達之覚」、天保一五年に道案内が、組合村に正式雇用されることになつた史料は、他の組合村においても確認できる。

(35) 野中家五六五六「〔御取締出役道案内申渡ニ付〕」

(36) 野中家五六七一「道案内之者名前書上御請印帳」

(37) 註(27)

(38) 野中家六二七「御取締筋道案内議定書」

(39) 道案内の許可願には、「在中者勿論、関外迄茂御召連、其外御探索御手配等御用弁」とある。(野中家五八〇)「御取締筋御用留」安政四年

(40) 野中家六四五「御取締筋御用留」

(41) 野中家七一四「〔取締出役中山誠一郎より道案内ニ付達〕」

(42) 「地方藩穂集追加」卷四(『日本經濟叢書』卷九)

(43) 註(20)久保家六五九「組合村々別内議定之事」

(44)(45) 註(1)

(46) 註(24)

(47) 野中家七三二「中山道熊谷宿囚人番勤方多分ニ付最寄

村々增高一件書物扣」

(48) 註(47)

(49) 野中家七三七「河原明戸村新田無宿重太郎外四人熊谷

宿御預ケ中疵所療治薬用手当諸入用并番賄料其外諸式右  
一件中諸用向其委加

(50) 註(49)

(51) 野中家七〇三「御取締筋被仰出候御請書并御口達書并  
商人留熊谷宿役人江掛合口上書」

(52) 野中家七二八「圈申渡書」

(53) 註(1)によると、天保四年五月に各寄場への圈設置の  
指示が出ており、今回の達は重ねての指示であったと考  
えられる。

(54) 註(52)「圈補理議定書写」、尚、正式調印は四月であ  
る。(野中家七一四「熊谷宿寄場圈補理議定書」)

(55) 註(53)「圈補理諸議定右番人請合證文并大惣代より廻状  
留」、この目安は、他の組合には当てはまらない。「道案  
内給金聞合控」(上平野村篠崎家一九四八)によると、上

尾宿組合(組合高約一万三千石)や幸手宿組合(同約一  
万六千石)は三人、杉戸宿組合(同約二万二千石)は四  
人であった。

(56) 註(55)

(57) 註(55)、鴻巣宿組合は、一人一ヶ年金六両、深谷宿組  
合は金五両、妻沼町組合は金三両であった。

(58) 註(55)

(59) 註(55)、(54)

(60) 松岡家一六八四「諸御用向廻状写」

(61) 註(55)

- (62) 野中家六四四、六四五「御取締筋御用留」  
 (63) 文久・元治年間の組合村入用割合帳による。  
 (64) 野中家二四七「熊谷宿寄場圈補理議定書」  
 (65) 松岡家一三五九「諸御用向廻状写」  
 (66) 註(64)  
 (67) 野中家三五五「仕方帳」  
 (68) 野中家六四七「御取締筋御用留」  
 (69) 松岡家二七三四「諸御用向廻状写」  
 (70) 野中家一二一三「御取締様御火方様御預囚人控」  
 (71) 註(69)  
 (72) 註(69)  
 (73) 新伊勢屋常右衛門  
 (74)(75) 松岡家一三四五「諸御用向廻状写」  
 (76) 野中家五六六「御取締筋御用留」  
 (77) 松岡家一一一八「諸御用向廻状写」  
 (78) 松岡家八五二「諸御用向廻状写」

(本稿は昭和六〇年度修士論文の一部をまとめたものである。  
 論文作成にあたっては指導教授である坂井達朗先生を始め、多くの方々に御世話になつた。)